皇室事項

御祝電及び御答電

天皇誕生日に際し、次の各国元首等から御祝電を寄せられ、これに対しそれぞれ御答電を発せられた。

エチオピア国大統領閣下
インド国大統領閣下
ミクロネシア国大統領閣下
中華人民共和国主席閣下
ローマ法王台下
マラウイ国大統領閣下
南スーダン国大統領閣下
ベルギー国国王陛下
スリランカ国大統領閣下
アイルランド国大統領閣下
クロアチア国大統領閣下
ルーマニア国大統領閣下
アメリカ合衆国大統領閣下
オーストリア国大統領閣下
ドミニカ共和国大統領閣下
フィリピン国大統領閣下
ザンビア国大統領閣下
ボツワナ国大統領閣下
モロッコ国国王陛下
オランダ国国王王妃両陛下
ドイツ国大統領閣下
アルジェリア国大統領閣下
ブルキナファソ国暫定大統領閣下
イタリア国大統領閣下
ガーナ国大統領閣下
トルクメニスタン国大統領閣下
イスラエル国大統領閣下
ブルガリア国大統領閣下
カンボジア国国王陛下
キューバ国国家評議会兼閣僚評議会議長閣下
ガボン国大統領閣下
ハンガリー国大統領閣下
ラオス国国家主席閣下
マーシャル国大統領閣下
メキシコ国大統領閣下
パラオ国大統領閣下
ポルトガル国大統領閣下
ロシア国大統領閣下
ウズベキスタン国大統領閣下
スロベニア国大統領閣下
ノルウェー国国王王妃両陛下
スペイン国国王王妃両陛下
カタール国首長殿下
ヨルダン国国王陛下
エストニア国大統領閣下
フィンランド国大統領閣下
フランス国大統領閣下
大韓民国大統領閣下
モルディブ国大統領閣下
ミャンマー国大統領閣下
サンマリノ国執政閣下
シンガポール国大統領閣下
タジキスタン国大統領閣下
タイ国国王陛下
トルコ国大統領閣下
ウクライナ国大統領閣下
ベトナム国主席閣下
ブータン国国王陛下
エジプト国大統領閣下
モンテネグロ国大統領閣下
セルビア国大統領閣下
ベラルーシ国大統領閣下
ブルネイ国国王陛下
ギリシャ国大統領閣下
キルギス国大統領閣下
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国大統領閣下
マルタ国大統領閣下
パナマ国大統領閣下
リトアニア国大統領閣下
モーリタニア国大統領閣下
モルドバ国大統領閣下
モンゴル国大統領閣下
チュニジア国大統領閣下
アルバニア国大統領閣下
チェコ国大統領閣下
スロバキア国大統領閣下
ジョージア国大統領閣下
カザフスタン国大統領閣下
クウェート国首長殿下
ポーランド国大統領閣下
ラトビア国大統領閣下
アルメニア国大統領閣下
セネガル国大統領閣下
ボスニア・ヘルツェゴビナ国大統領評議会議長閣下
トーゴ国大統領閣下
ルクセンブルク国大公同妃両殿下
インドネシア国大統領閣下
ニジェール国大統領閣下
サウジアラビア国二聖モスクの守護者国王
バーレーン国国王陛下
カメルーン国大統領閣下
オーストラリア国総督閣下
イラク国大統領閣下
ミクロネシア国大統領閣下
アゼルバイジャン国大統領閣下

官庁報告

官庁事項

人事院公示第7号

人事院総裁は、人事院規則2－12（人事院の職員に対する行政文書の開示に係る権限又は事務の委任）第1条の規定に基づき、平成13年人事院公示第5号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

平成28年3月30日

人事院総裁　一宮なほみ

1　別表中「及び国際課」を「、国際課及び事務総局に置く参事官」に改める。

2　この決定による改正は、平成28年4月1日から効力を発生する。

登録小型船舶教習所の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の二十八において準用する同法第十七条の五の規定に基づき次のとおり登録小型船舶教習所に係る登録事項の変更届出があったので、同法第二十三条の二十八において準用する第十七条の十五第二号の規定により、公示する。

平成二十八年三月三十日

国土交通大臣　石井　啓一

一　国立大学法人　東京海洋大学
　代表者の氏名
　（変更前）岡本　信明
　（変更後）竹内　敏郎

二　海上保安学校
　代表者の氏名
　（変更前）船越　良行
　（変更後）山本　得雄

登録小型船舶教習事務の休廃止に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の二十八において準用する同法第十七条の七の規定に基づき次のとおり登録小型船舶教習事務の全部を廃止する旨の届出があったので、同法第二十三条の二十八において準用する第十七条の十五第三号の規定により、公示する。

平成二十八年三月三十日

東北運輸局長　永松　健次

人事院公示第8号

人事院総裁は、人事院規則2－13（人事院の職員に対する個人情報の取扱いに係る権限又は事務の委任）第1条の規定に基づき、平成17年人事院公示第7号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

平成28年3月30日

人事院総裁　一宮なほみ

1　別表中「及び国際課」を「、国際課及び事務総局に置く参事官」に改める。

2　この決定による改正は、平成28年4月1日から効力を発生する。

消防庁防災業務計画の修正要旨の公表について

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第36条第1項の規定に基づき、消防庁防災業務計画を修正したので、同条第2項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成28年3月30日

消防庁長官　佐々木敦朗

消防庁防災業務計画の修正要旨

1　修正の要旨　消防庁は、災害対策基本法第34条第1項に基づく防災基本計画の修正等を踏まえ、消防庁防災業務計画について、所要の修正を行った。

2　施行年月日　平成28年3月30日